

# 旧坂本小学校跡地暫定広場における社会実験実施要領

台東区

令和6年7月

## 1 目的

旧坂本小学校跡地（以下、「当該地」という。）は、将来的な本格活用を検討している中、令和5年4月1日より暫定的に、地域の交流や憩いの場となる広場（以下、「暫定広場」という。）として使用を開始しています。

今後の当該地における市場性やニーズ等をよりの確に把握するため、公民連携の社会実験を実施します。本社会実験では、当該地において地域の活性化やコミュニティの醸成に資するイベント等を民間事業者やNPOの方々に自主的に開催していただき、様々な意見や要望を収集していきます。

開催内容については、公益性に資するものを対象に、本要領及び旧坂本小学校跡地暫定広場利用ガイドラインに基づき、事前に選定し、使用料は免除いたします。なお、民間事業者等においては、公共空間の使い勝手の確認や、経費を抑えて事業のPRができることなどの利点が考えられます。

※本事業への参加実績は、今後当該地の本格活用の検討の際に影響することはありません。

## 2 対象場所の概要

所在地	台東区下谷一丁目 12 番 8 号
面積	約 3,200 m <sup>2</sup>
施設等	水飲み場、手洗い、ベンチ、ミストパーゴラ、トイレ（男（大1、小2）、女（大2）、車いす用トイレ1）、コミュニティスペース（約 34 m <sup>2</sup> ）
アクセス	JR 鶯谷駅徒歩 6 分 東京メトロ日比谷線入谷駅徒歩 3 分
暫定広場の状況	<p>【暫定広場レイアウト】</p>



### 3 スケジュール等

#### (1) 実施日数

実施期間	実施可否の通知	受付期間
令和6年10月1日（火）～ ※別紙カレンダーで指定する日	提出書類受付後、2週間以内	随時

※暫定広場内での準備や片付けを含めた日数を申請してください。

※区等の事業を実施する場合や、その他管理都合で使用できない日があります。

#### (2) 実施時間（準備、片付け等に係る時間含む）

午前9時～午後5時とする。

※上記以外の時間帯での使用については、提案内容により当該時間で実施する必要性や近隣への影響等を勘案して諾否を判断します。

#### 4 応募方法等

##### (1) 応募資格

- ① 提案事業を主体的かつ円滑に実施することができる能力を備えた法人、個人事業主又は任意の団体
- ② 地方自治法施行令第167条の4のいずれにも該当しない者
- ③ 東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でない者
- ④ 東京都台東区暴力団排除条例（平成23年台東区条例第29号）第2条第1項第1号から第3号に該当しない者
- ⑤ 応募時点で、台東区に納税すべき税の納税義務を有する者であっては、これらの滞納がない者
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を目的としていない者

##### (2) 応募方法（手続きの流れ）

①	事前相談	【担当・連絡先】 企画財政部用地・施設活用担当 電話：03（5246）1531
②	受付	【提出書類】 ア 参加申込書（第1号様式） イ 事業計画書（第2号様式） ウ 東京都台東区暴力団排除条例に関する誓約書（第3号様式） エ 法人登記を有する団体においては、現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し 法人登記を有しない団体においては、団体の情報がわかる任意の書類 オ 納税証明書等の滞納していないことがわかるもの 納税義務者でない場合は申立書（第4号様式） カ 84円切手を付けた返信用封筒（下記【提出方法】イのみ） ※上記のほかに、追加資料の提出を求める場合があります。 【提出方法】 ア Mail 上記担当へ連絡後、区が伝えるアドレスに提出すること。 件名は「社会実験応募（事業者名、団体名）」とすること。 イ 窓口への持参 東京都台東区東上野四丁目5番6号 台東区役所4階②番窓口 用地・施設活用担当 【受付時間】 持参の場合は、土日祝日を除く開庁日の午前8時30分から午後5時までの間。 ※郵送での提出は受け付けません

③	審査及び結果の通知	担当にて審査し、結果を社会実験提案審査結果通知書（第5号様式）により、提出方法アの場合はMailで、イの場合は電話の上郵送で通知します。
④	暫定広場使用等に係る申込	<p>【提出書類】</p> <p>ア 暫定広場貸付申込書兼無償（減額）貸付申請書（旧坂本小学校跡地暫定広場の管理要綱 様式2号）</p> <p>イ 84円切手を付けた返信用封筒（提出方法イのみ）</p> <p>【提出方法】</p> <p>②と同じ</p> <p>【提出期限】</p> <p>土日祝を除く実施日の7日前まで</p> <p>※期限までに提出がない場合は、提案の採用を取り消します。</p>
⑤	暫定広場使用に係る審査及び承諾	<p>暫定広場を管理している経理課にて審査し、承諾要件を満たしている場合に貸付承諾書を交付します。</p> <p>※承諾要件を満たしていない場合は、提案内容を再協議させていただきます。</p>
⑥	事業実施	申請内容や区の条件を遵守し、事業を実施してください
⑦	実施報告	<p>【提出書類】</p> <p>実績報告書（第6号様式）</p> <p>【提出方法】</p> <p>②と同じ</p>

※各様式は、区 HP にてダウンロードできます。

### （3）応募に関する留意事項

- ① 申請に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。
- ② 提出書類の著作権は、申請者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
- ③ 申請者の提出書類は、当該申請に係る審査及び本事業の運営に必要な目的以外に申請者に無断で使用しません。
- ④ 申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。
- ⑤ 申請者は、申請するにあたり、事前に自らの責任において関係法令等を確認し、使用時における法令適合のリスクを負うこととします。
- ⑥ 審査内容や結果に関する異議や問い合わせには一切お答えしません。

## 5 使用条件

- （1） 暫定広場は事業計画書に記載の用途で使用し、その他の用途では使用しないでください。

- (2) 提案事業は、本社会実験の目的を達成することができるものとし、単なる営利を目的とした物販販売その他これに類する行為でないこと、かつ区に財政負担を求めずに実施できるものとしてください。
- (3) 入場料の徴収はできません。
- (4) 提案事業は、事業者のみ又は特定の者のみを対象とするものでない事業としてください。
- (5) 政治的、宗教的な目的、個人の宣伝等での使用はできません。
- (6) 提案事業の実施に当たっては、関係法令及び諸規則を遵守し、区担当と協議、調整を行いながら、誠実に履行してください。
- (7) 本社会実験への参加に関して知り得た情報は機密情報として扱い、他の目的への使用並びに第三者への開示及び漏洩をしないでください。
- (8) 暫定広場を転貸し、又は使用权の譲渡はできません。
- (9) 暫定広場は常に善良なる管理者の注意をもって維持保存してください。
- (10) 提案事業の実施により暫定広場をき損したときは、区の指示に従い、すみやかに原状を回復し、又は損害を賠償することとします。
- (11) 提案事業の実施により区又は第三者に与えた損害については、その一切の責任を申請者が負うこととします。
- (12) 使用予定日の変更や取消する場合は、事前に区に相談してください。
- (13) 使用期間中であっても、区において必要が生じたときは使用を制限します。
- (14) 提案事業が終了したとき若しくは使用廃止し、又は使用承諾を取消されたときは、事業者の負担により暫定広場を原状に回復し、返還してください。
- (15) 提案事業の内容を区ホームページ等で公表することがあります。
- (16) 別紙「旧坂本小学校跡地暫定広場利用ガイドライン」に記載の事項を遵守してください。

## 6 使用承諾の取り消し

次に該当した場合には、事業実施中であっても使用承諾を取り消す場合があります。

- (1) 申請とは異なる使用をした場合
- (2) 使用条件を遵守しない場合
- (3) 災害が生じた場合
- (4) 区によって公用又は公共用に供するため必要が生じた場合

(5) その他区長が認めた場合

7 アンケート等

事業実施者は来場者に向けて区の指定するアンケートを実施及び回収し、区に提出してください。実施方法については、別途担当と協議することとします。

その他、区がヒアリングを求めた場合は、これに応じることとします。

8 問い合わせ先

台東区企画財政部用地・施設活用担当

電話：03（5246）1531